

新潟市水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟市水道事業管理者

水道局長 井浦 正弘

新潟市水道局管理規程第1号

新潟市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市水道局事務専決規程（平成19年新潟市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）の表の備考中、「課に置く室にあつては室長が」を「係を置かない課及び室にあつては課長及び室長が」に改める。

別表第1（2）の表を次のように改める。

（2）服務に関する事項表

項目	部長	事業所長	課等の長	浄水場長
1 職員の日帰り県内等出張を命令すること。	部長 部付職員	事業所長	課等の長 課等の職員	浄水場長 浄水場の職員
2 職員の日帰り県外出張を命令すること。	部長 部付職員 事業所長 課長（事業所に置く課の課長を除く。）	事業所に置く課の課長 営業所長	浄水場長 課等の職員 浄水場の職員	

<p>3 職員の日帰りを除く出張を命令すること。</p>	<p>部長 部付職員 事業所長 課長（事業所に置く課の課長を除く。）</p>	<p>事業所に置く課の課長 営業所長</p>	<p>浄水場長 課等の職員 浄水場の職員</p>	
<p>4 職員の外国出張を命令すること。</p>	<p>部付職員 事業所長 課等の長 課等の職員 浄水場長 浄水場の職員</p>			
<p>5 職員の時間外勤務及び休日勤務を命令すること。</p>	<p>部長 部付職員</p>	<p>事業所長</p>	<p>課等の長 課等の職員</p>	<p>浄水場長 浄水場の職員</p>
<p>6 職員の宿日直勤務を命令すること。</p>	<p>部長 部付職員</p>	<p>事業所長</p>	<p>課等の長 課等の職員</p>	<p>浄水場長 浄水場の職員</p>
<p>7 職員の年次有給休暇及び特別休暇を承認し、又は欠勤の届けを受理すること。</p>	<p>部長 部付職員 事業所長</p>	<p>事業所に置く課の課長</p>	<p>浄水場長 課等の職員</p>	<p>浄水場の職員</p>

	課長（事業所に置く課長を除く。）	営業所長		
8 職員の週休日を振り替え，又は半日勤務時間の割振りを変更し，及びこれらを職員に通知すること。	部長 部付職員	事業所長	課等の長 浄水場長 課等の職員	浄水場の職員
9 職員の休日の代休日の指定をすること。	部長 部付職員	事業所長	課等の長 浄水場長 課等の職員	浄水場の職員
10 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。	部長 部付職員 課長（事業所に置く課長を除く。）	事業所に置く課長 営業所長	浄水場長 課等の職員	浄水場の職員
11 育児又は介護のための早出遅出勤務を承認すること。	部長 部付職員 課長（事業所に置く課	事業所に置く課長 営業所長	浄水場長 課等の職員	浄水場の職員

	長を除く。)			
1 2 新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟市条例第28号）第2条第2号の規定又は新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第11号）第2条第1号、第2号、第6号、第7号の2及び第8号の規定により職員の職務専念義務を免除すること。	部長 部付職員 事業所長 課長（事業所に置く課の課長を除く。)	事業所に置く課の課長 営業所長	浄水場長 課等の職員	浄水場の職員
1 3 職員の交替制その他特殊勤務についての勤務日又は勤務時間の割振りをする事。			課等の職員	浄水場の職員

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。